

ジェトロ仮訳

※本資料はジェトロバンコクにより、現地法律事務所に委託して作成された仮訳です。情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について保証するものではないことを予めご了承下さい。

冊子No.139 第13章 Kor.

1 頁
官報

仏暦2565年(2022年)2月24日



著作権法
(第5版)
仏暦 2565 年 (2022 年)

マハー・ワチラロンコン・プラワチラクラオチャオユーファ国王陛下が
現在の治世の7年目である
仏暦 2565 年 (2022 年) 2 月 23 日に
授けられた

マハー・ワチラロンコン・プラワチラクラオチャオユーファ国王陛下は、謹んで以下の通り公布された。

本法には個人の権利および自由の制限に関する複数の条項があり、タイ王国憲法第 37 条および第 40 条を準用する第 26 条では法律の条項に基づき権限に依り行うことができると定めており、著作権法の改正追加をして然るべきである。

本法に基づく個人の権利および自由の制限の理由と必要性は、著作物の保護を効率的にして技術の変化に対応させ、またタイが加盟する予定の著作権に関する世界知的所有権機関条約を遵守するためであり、本法の制定はタイ王国憲法第 26 条に定める条件に対応している。

よって、国王は、国会の助言と同意を得て、次のように制定する。

第1条 本法は著作権法（第5版）仏暦2562年（2022年）という。

第2条 本法は官報への公示日から180日後に施行する。

第3条 仏暦2537年（1994年）著作権法第4条の“公表”と“権利管理情報”の定義の間に、“サービスプロバイダー”および“サービス利用者”の定義を追加する。

“サービスプロバイダー”とは、コンピュータ情報を送信する、またはコンピュータシステムを通じて他の手段で連絡しあうことを可能にさせる媒介であり、また一時的にコンピュータ情報を保存するサービスの提供、コンピュータ情報を預かるサービスの提供、およびコンピュータ情報のリソースロケーションを検索するサービスの提供までをいう。このとき、自分名義もしくは他人名義でのサービス提供、または他人の利益のためのサービス提供かどうかは問わない。

“サービス利用者”とは、サービスプロバイダーのサービスを利用する者をいい、サービス料の支払い要否は問わない。

第4条 仏暦2558年（2015年）改正第2版で改正追加した仏暦2537年（1994年）著作権法第4条の“技術的手段”の定義を廃止し、以下の通り置き換える。

“技術的手段”とは、本法に基づく著作権者の権利もしくは実演家の権利を保護するため、または著作物もしくは実演の記録物へのアクセスを制御するために用いる技術をいう。

第5条 仏暦2558年（2015年）改正第2版で改正追加した仏暦2537年（1994年）著作権法第4条の“技術的手段の回避”の定義を廃止する。

第6条 仏暦2537年（1994年）著作権法第21条を廃止し、以下の通り置き換える。

第21条 視聴覚物、映画、録音物または音、絵の放送物の著作権は、その作品が創作されたときから50年間存続する。但し、当該期間中に当該著作物が公表された場合には、著作権は、当該著作物が最初に公表されたときから50年間存続するものとする。

第7条 仏暦2558年(2015年)改正第2版で改正追加した仏暦2537年(1994年)著作権法第32/3条を廃止する。

第8条 以下の内容を、仏暦2537年(1994年)著作権法第1章第7節サービスプロバイダーの責任の例外事項第43/1条、第43/2条、第43/3条、第43/4条、第43/5条、第43/6条、第43/7条および第43/8条として追加する。

第7節

サービスプロバイダーの責任の例外事項

第43/1条 自身のサービス提供による著作権侵害に係る責任の例外が適用されるサービスプロバイダーは、明らかに反復して著作権を侵害するサービス利用者に対しサービス提供を停止する方針を公開しており、その方針に従い実行したサービスプロバイダーでなければならない。また場合により第43/2条、第43/3条、第43/4条、または第43/5条の条項による方法でサービスを行うものとする。

第43/2条 第43/1条に基づき責任の例外が適用されるサービスプロバイダーは、以下の条件下でコンピュータ情報を送信する、またはコンピュータシステムを通じて他の手段で連絡しあうことを可能にさせる媒介としてサービスを提供しなければならない。

- (1) コンピュータ情報の送信を開始した者でないこと。
- (2) コンピュータ情報を選択することなく、自動的に生じる技術上のプロセスを介してコンピュータ情報を送信すること。
- (3) コンピュータ情報の受信者を指定しないこと。ただし自動応答である場合を除く。
- (4) コンピュータ情報の内容を改変せずに、コンピュータ情報を送信すること。
- (5) コンピュータシステムまたはネットワーク上にコンピュータ情報を一時的にサスペンドするプロセス中に複製したコンピュータ情報のコピーを、他人が通常アクセス可能な方法で保存しておらず、当該コンピュータ情報のコピーを必要以上長く保存していないこと。

第43/3条 第43/1条に基づき責任の例外が適用される一時的にコンピュータ情報を保存するサービスを提供するサービスプロバイダーは、以下の条件のもとでサービスを提供しなければならない。

- (1) 自動的に生じる技術上のプロセスを介してコンピュータ情報を一時的に保存すること。
- (2) コンピュータ情報の内容を改変することなく、コンピュータ情報を送信すること。
- (3) コンピュータシステムまたはネットワーク上のコンピュータ情報を常に最新の状態に保つこと。
- (4) サービス利用者の利用に関するデータを取得するために、サービスプロバイダー間で信頼性のある広範な技術の使用を介在させないこと。
- (5) ソースウェブサイトが指定するコンピュータ情報へのアクセスに関する条件を遵守すること。
- (6) ソースウェブサイトがコンピュータシステムまたはネットワークからコンピュータ情報を削除した、または当該コンピュータ情報へのアクセスを一時停止したことを知った場合または裁判所がソースウェブサイトにもそのように実行するよう裁判所命令を発出したことを通知された場合は、速やかに一時的に保存された当該コンピュータ情報をコンピュータシステムまたはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報へのアクセスを一時停止すること。

第43/4条 第43/1条に基づき責任の例外が適用されるコンピュータ情報を預けるサービスを提供するサービスプロバイダーは、以下の条件のもとでサービスを提供しなければならない。

- (1) 自身がサービスを提供するコンピュータシステムまたはネットワーク上に著作権を侵害するコンピュータ情報があることを知らない、または知るべき理由が無く、サービス利用者の指示によりコンピュータ情報を預かるサービスの提供で、その著作権侵害を知った、またはその通知を受けた際に、速やかに著作権を侵害して作成されたとする当該コンピュータ情報をコンピュータシステムまたはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報へのアクセスを停止すること。
- (2) サービスプロバイダーが著作権侵害を管理する権利と能力を有する場合、著作権侵害行為からいかなる直接的な金銭的利益も受領しないこと。
- (3) サービスプロバイダーまたは通知を受けることを委任された者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスに関する経路および詳細を提供すること。

第43/5条 第43/1条に基づき責任の例外が適用されるコンピュータ情報のリソースロケーションを検索するサービスを提供するサービスプロバイダーは、以下の条件のもとでサービスを提供しなければならない。

- (1) 著作権を侵害するコンピュータ情報であることを知らない、または知るべき理由が無く、インターネット上のコンピュータ情報のリソースロケーションを検索するサービスの提供で、その著作権侵害を知った、またはその通知を受けた際に、速やかに著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをコンピュータシステムもしくはネットワークから削除した、または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止すること。
- (2) サービスプロバイダーが著作権侵害を管理する権利と能力を有する場合、著作権侵害行為からいかなる直接的な金銭的利益も受け取らないこと。
- (3) サービスプロバイダーまたは通知を受けることを委任された者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスに関する経路および詳細を提供すること。

第43/6条 第43/4条または第43/5条に基づくサービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワーク上で著作権侵害があったと信じるべき証拠がある場合、著作権者はサービスプロバイダーに対し、著作権を侵害して作成されたとされるコンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをサービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止するよう通知することができる。

第1段落に基づく通知は、著作権者が第6節著作権侵害の例外事項を考慮するものとする。ただし、次の内容を含む書面または電子システムにより行わなければならない。

- (1) 氏名、または会社名、住所、電話番号、電子メールアドレス。なおこれらの情報は著作権者に連絡できるものでなければならない。
- (2) 著作権侵害とされる著作物。
- (3) 著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報およびコンピュータデータのリソースロケーション。なおこれらは、サービスプロバイダーがコンピュータ情報をサービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークから削除し、また当該コンピュータ情報へのアクセスを停止するために合理的に十分な詳細がなければならない。第43/5条に基づきサービスプロバイダーに通知する場合を除き、著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクに関する情報を提供すれば足り、サービスプロバイダーが当該レファレンスもしくはリンクを特定するために合理的に十分な詳細を含むものとする。

- (4) 記載された情報が真実であることの証明。
- (5) 著作権所有者の署名または電子署名。

第1段落に基づき通知を受けたサービスプロバイダーは、著作権を侵害して作成されたとするコンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクを速やかにコンピュータシステムもしくはネットワークから削除する、または当該コンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止し、侵害をおこなったと主張されたサービス利用者に反論の機会を与えるため通知しなければならない。

通知内容が第2段落で規定するように完全ではないが、(1)、(2)、(3)の重要部分を含む場合、サービスプロバイダーは速やかに著作権者に連絡し、またはその他の措置を講じて、完全な詳細を入手するものとする。通知内容が完全でない場合、サービスプロバイダーがコンピュータシステムまたはネットワーク上で発生した著作権侵害を知る、または知る合理的な理由があったとはみなされない。

サービスプロバイダーは善意による第3段落に基づく行為から生じた如何なる損害においても責任を負う必要はない。

第43/7条 第43/6条第3段落の通知を受けたサービス利用者は、少なくとも以下の詳細を含む書面または電子システムによりサービスプロバイダーに反論することができる。

- (1) 氏名、または会社名、住所、電話番号、電子メールアドレス。なおこれらの情報はサービス利用者に連絡できるものでなければならない。
- (2) サービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークから削除される前、またはアクセスを停止される前の、サービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークから削除またはアクセスを停止されたコンピュータ情報、および当該コンピュータ情報のリソースロケーション。第43/5条に基づくサービスプロバイダーへの反論を除き、サービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークから削除された、またはアクセスを停止されたコンピュータ情報のレファレンスまたはリンクに関する情報を提供すれば足りる。

(3) サービスプロバイダーのコンピュータシステムまたはネットワークからコンピュータ情報、レファレンスまたはリンクの削除、またはアクセスの停止が誤りまたは誤解により行われたことに関する説明。

(4) サービス利用者の署名または電子署名。

第1段落に基づく詳細を全て含む反論を受けたサービスプロバイダーは速やかに反論の写しを著作権者に送付すると共に、サービスプロバイダーが反論を受領した日から30日後に、コンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、またはコンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセス停止を終了する旨を通知しなければならない。

第2段落の期限を経過したとき、サービスプロバイダーは15日以内にコンピュータ情報または当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクをサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、またはコンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセス停止を終了するものとする。但しサービスプロバイダーが著作権者からサービス利用者を提訴したと通知を受けた場合を除く。

第43/8条 サービスプロバイダーに対し通知または反論した者で、その情報に虚偽があり、それがサービスプロバイダーにコンピュータ情報をサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークから削除する、またはサービスプロバイダーのコンピュータシステムもしくはネットワークに戻す、または当該コンピュータ情報もしくは当該コンピュータ情報のレファレンスもしくはリンクへのアクセスを停止させる、もしくはその停止を終了する原因となったことを知っている、または知るべき理由がある者は、その虚偽の通知または反論から生じる如何なる損害にも責任を負わなければならない。

第9条 仏暦2561年(2018年)改正第4版で改正追加した仏暦2537年(1994年)著作権法第53条を廃止し、以下の通り置き換える。

第53条 第6節著作権侵害の例外事項第32条、第32/2条、第32/4条、第33条、第34条、第36条、第42条、第43条および第7節サービスプロバイダーの責任の例外事項第43/1条、第43/2条、第43/3条、第43/4条、第43/5条、第43/6条、第43/7条、第43/8条を、実演家の権利において準用するものとする。

第10条 仏暦2558年(2015年)改正第2版で改正追加した仏暦2537年(1994年)著作権法第53/4条を廃止し、以下の通り置き換える。

第53/4条 アクセス制御のための技術的手段に結果が得られなかった如何なる方法にもよる行為は、技術的手段の侵害と見なす。

第11条 仏暦2558年(2015年)改正第2版で改正追加した仏暦2537年(1994年)著作権法第53/5条(1)を廃止し、以下の通り置き換える。

(1) 大臣が官報で公告し規定する、著作権侵害の例外に該当する著作物に対する行為に必要な行為。

第12条 仏暦2558年(2015年)改正第2版で改正追加した仏暦2537年(1994年)著作権法第2/1章権利管理情報および技術的手段第53/6条、第53/7条および第53/8条として以下を追加する。

第53/6条 サービス、製品または器具の主な目的が技術的手段に結果が得られないようにすることを知っているまたは知るべき理由がある、または当該サービス、製品または器具が技術的手段の結果が得られないようにすることができることを売り込みながら、当該サービス、製品または器具を提供、製造、販売または頒布した者は、技術的手段の侵害をおこなったものと見なす。

本条において、製品とはコンピュータプログラムを含むものとする。

第53/7条 他人に利用させて権利保護のための技術的手段に結果が得られないための第53/6条の行為は、以下の場合において技術的手段の侵害と見なさない。

- (1) 他のコンピュータプログラムと連動して使用する上でのコンピュータプログラムの必要要素を分析するため。
- (2) 法律に基づき権限を有する担当官が、法律に従うこと、国防で必要なこと、国家の安定性を維持すること、また同様なその他の目的を実行するため。担当官は当該目的のために実行したとする合理的な証拠を提供しなければならない。

第 53/8 条 他人に利用させてアクセス制御のための技術的手段に結果が得られないための第 53/6 条の行為は、以下の場合において技術的手段の侵害と見なさない。

- (1) 他のコンピュータプログラムと連動して使用する上でのコンピュータプログラムの必要要素を分析するため。
- (2) 著作物または著作物の複製物を合法的に入手し、かつ、その者が著作権者から許諾を得るために誠実に努力した者が暗号化技術の研究、分析および欠陥の特定を目的とするため。
- (3) コンピュータ、コンピュータシステムまたはコンピュータネットワークのセキュリティのテスト、検査、修復を目的とし、場合に応じてコンピュータ、コンピュータシステムまたはネットワークの所有者の許可を得た場合。
- (4) 法律に基づき権限を有する担当官が、法律に従うこと、国防で必要なこと、国家の安定性を維持すること、また同様なその他の目的を実行するため。担当官は当該目的のために実行したとする合理的な証拠を提供しなければならない。

第 13 条 仏暦 2537 年 (1994 年) 著作権法第 57 条第 3 段落として以下を追加する。

第 1 段落の任期を終了し、まだ新たな委員が任命されていない場合、引き続き任務を遂行するため、その任期を退任した委員が新たな委員が任命されるまで職位を就くものとする。

第 14 条 仏暦 2558 年 (2015 年) 改正第 2 版で改正追加した仏暦 2537 年 (1994 年) 著作権法第 70/1 条を廃止し、以下の通り置き換える。

第 70/1 条 第 53/1 条もしくは第 53/2 条の権利管理情報の侵害、または第 53/4 条もしくは第 53/6 条の技術的手段の侵害をした者は 10 万バーツ以下の罰金刑に処する。

第 1 段落の違反行為が商業目的の場合、行為をした者は 2 年以下の禁固刑または 40 万バーツ以下の罰金刑またはその両方に処する。

第 15 条 本法で補正追加した写真著作物の保護期間に関する条項を本法の施行日前に著作権保護期間を終了した写真著作物に施行しないものとする。

第 16 条 本法の施行日前に第 32/3 条に基づき手続をし、まだ完了していない全ての事件または手続は、本法の施行日前に施行する仏暦 2537 年(1994 年)著作権法に基づき手続を行うものとする。

第 17 条 商務省大臣を本法の主管とする。

国王陛下より勅令を受けた者
プラユット・チャンオチャ將軍
首相

備考：本法が公布された理由は、タイが著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WIPO Copyright Treaty) の締約国となり、技術の変化に対応して著作物の保護を強化するため、同条約に準拠した技術的手段の保護に関する規定を改正するためである。これには、効果的な法執行のためのサービスプロバイダーの責任の例外に関する条項の改正、インターネット上の海賊版問題の解決におけるサービスプロバイダーと著作権者の協力関係の確立を含み、技術および消費者行動の変化に対応した著作物の保護がより効果的であるためでもある。したがって、本法を制定することが必要である。